

命を守る

住宅用火災警報器

設置していますか？点検していますか？



すべての住宅に住宅用火災警報器が義務付けられています。

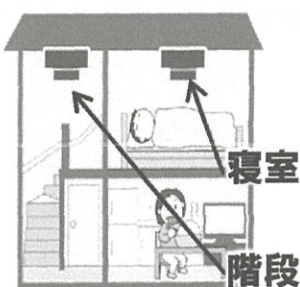
平成23年6月1日から令和7年6月1日で**14年**が経過しました。

※ 住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を検知なくなることがありますので、機器本体を取り替えましょう。

■設置する場所(例)

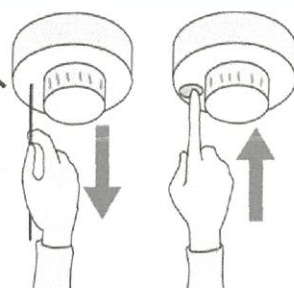
設置が必要な場所は、
寝室・階段等※です。

※階段は、寝室が2階
以上にある場合に必
要です。



■点検方法

ひもを引っ張ったり、
ボタンを長押しすると、
音声などで正常に作
動するかどうかを知ら
せてくれます。



志布志市役所 総務課 危機管理グループ

大隅曾於地区消防組合 消防本部予防課

(お問い合わせは、消防本部予防課へ)

TEL 099-482-5577

【後援】

FDMA 消防庁
Fire and Disaster Management Agency

